

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 6 7 号
件 名	法令法規並びに条理倫理規範に対抗する行政府（安倍晋三内閣）の跳梁ばっこについて
要 旨	<p>黒川弘務東京高検検事長の定年延長問題について、昭和 56 年の内閣委員会における人事院答弁で、「検察官と大学教官につきまして……今回の定年には適用されないことになっております。」と記録されているにもかかわらず、現在の安倍晋三内閣は、「今般、国家公務員法の規定が適用することとした。」と主張し、その適用については、「口頭決裁した。」と釈明する。</p> <p>近年の安倍晋三内閣は、①桜を見る会、②森友学園の国有地売却、③理財局長による文書改ざん、④加計学園獣医学部問題など、公然の事実として問題提起され、それらの行為は、権力の横暴として行政府中枢の賊塞化が懸念される。行政、政府、官庁の判断は、法令遵守の崩壊だけでなく、条理をも粉碎した稚拙で極めてお粗末な国家統治である。</p> <p>ゆえに、将来における社会の混乱を懸念し、中央政府に対して、一連の事務行為を愚行として訴え、反省を求める意見書を提出することを求め陳情する。</p>
付 託 年月日 委員会	令和 2 年 3 月 6 日 総務常任委員会
受 理	令和 2 年 2 月 26 日 第 674 号